

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	15 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 7 月まで  
② 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

昭和 35 年 10 月ごろ、入居していたアパートまで市の担当者が来て、国民年金制度の説明があり、夫婦で加入した。国民年金手帳は 36 年 4 月ごろ受け取り、申立期間①の国民年金保険料は、38 年春ごろ集金に来てくれた人に 1 年分をまとめて妻が私の分と合わせて二人分納付した。その時の保険料は、二人分で 2,400 円だったと記憶している。また、申立期間②の国民年金保険料は、転出先の市で一括納付したはずであるので、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までについて、申立人は、申立期間①当時は申立人の妻が集金人に二人分の国民年金保険料を 1 年分まとめて納付していたとしているところ、申立人の申立期間①当時の保険料の納付日は確認できないが、申立人の妻については、本人が所持している国民年金手帳により、昭和 36 年度の保険料を 37 年 4 月に一括して納付していることが確認できる上、申立人が納付したとする保険料についても、当時の保険料額と一致していることから、申立内容は信憑性が高いと考えられる。

また、申立期間①当時、申立人が居住していた地区においては、申立人の供述どおり集金人制度があったことが確認できる上、申立人の妻に申立期間①当時の国民年金保険料の納付状況を聴取したところ、おおむね申立人の供述と一致しているなど、申立内容は基本的に信用できる。

一方、申立期間①のうち昭和 38 年 4 月から同年 7 月までの期間及び申立期

間②について、申立人又はその妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間①のうち昭和 38 年 4 月から同年 7 月までについて、申立人は、申立人が当時居住していた市において、申立人の妻が二人分の国民年金保険料を 1 年分まとめて納付していたと主張しているが、申立人の妻は、本人が所持している国民年金手帳により、当該期間を含む昭和 38 年度の保険料を 44 年にその後転出した市において一括納付していることが確認できることから、申立内容に不合理な点がみられる上、申立人及びその妻について、納付日が確認できる昭和 44 年度及び 45 年度の納付状況をみると、申立人及びその妻の納付日が異なることから、その当時の夫婦の納付行為は同一ではなかった状況がうかがわれるほか、当該期間について、申立人が所持している国民年金手帳及び申立人がその後転出した市の記録においても、保険料を納付した形跡は無い。

さらに、申立期間②について、申立人が所持している国民年金手帳によると、申立期間②直後の昭和 44 年度及び 45 年度に係る検認記録欄には現金で納付したことを示す「現納」の印が押され、当該期間の国民年金保険料は昭和 47 年 2 月に過年度納付されているが、その時点では、本来 44 年度の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、当時居住していた市の保険料の取扱いに不適切な状況がみられる。しかしながら、当該手帳には、申立期間②の年度には保険料を納付したことを示す検認印や「現納」の印が無い上、38 年 8 月から 41 年 3 月までの期間及び申立期間②直前の 41 年 6 月から 43 年 3 月までの期間の厚生年金保険の加入記録は平成 11 年 9 月に追加されたものであるため、申立人が 44 年度及び 45 年度の保険料を納付した昭和 47 年 2 月の時点では、これらの期間も国民年金の加入期間であったものと考えられるが、これらの期間についても検認印等は押されていない。加えて、上記のとおり、44 年度及び 45 年度の夫婦の納付行為は同一ではなかったと考えられることから、申立人の妻が申立期間②の保険料を納付していることをもって、申立人も納付したとは考えられない。

このほか、申立期間①のうち昭和 38 年 4 月から同年 7 月までの期間及び申立期間②について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重国民年金 事案 719

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

昭和 35 年 10 月ごろ、入居していたアパートまで市の担当者が来て、国民年金制度の説明があり、夫婦で加入した。国民年金手帳は 36 年 4 月ごろ受け取り、申立期間の国民年金保険料は、38 年春ごろ集金に来てくれた人に、1 年分をまとめて夫の分と合わせて二人分納付した。その時の保険料は、二人分で 2,400 円だったと記憶している。自営業で収入が不安定だったため納期が遅れることはあったが、未納期間は無いと確信しており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料については 1 年分をまとめて納付していたとしているところ、申立人が所持している国民年金手帳により、昭和 36 年度の国民年金保険料を 37 年 4 月に一括して納付していることが確認できる上、申立人が納付したとする保険料についても、当時の保険料額と一致していることから、申立内容は信憑性が高いと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の翌年度の昭和 38 年度から 43 年度までの国民年金保険料について、昭和 44 年に A 市において遡及納付していることが確認できるが、申立期間のみ納付しないのは不自然であることから、その時点においては、申立期間の保険料は納付済みであったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 54 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間①については、昭和 51 年 1 月に会社を退職した際に年金手帳を受け取り、同月中に A 市役所の B 出張所又は本庁に行き、国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行ったと思う。

申立期間②については、昭和 54 年 4 月に昭和 54 年度分の納付書が来ていたと記憶しており、同年 7 月に別の会社に就職したので、その前に申立期間②の保険料を納付したはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 1 月に払い出されているため、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付によらなければ納付できないが、申立人は、「国民年金に加入した当初に、保険料をまとめて納付した記憶がある。」としている上、A 市に照会したところ、市役所本庁内の金融機関において過年度保険料を納付することが可能であったことが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後に A 市において国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者の納付状況をみると、複数の者において過年度納付している状況がみられることから、同市においては、当時、加入手続の際に過年度納付についても納付勧奨等が行われていたとも考えられる上、申立期間①が短期間であること等を勘案すると、申立期間①については納付

していたと考えるのが自然である。

申立期間②については、申立人は年度当初に1年分の国民年金保険料の納付書が送られてきたため、それにより保険料を納付したとしているところ、市に照会した結果、申立期間当時は各期の国民年金保険料の納付書をまとめて4月初めに送付していたとしていることから、申立人の記憶と符合している上、申立期間②直後の厚生年金保険への加入に伴う国民年金の資格喪失手続についても、適切に行われたものとみられる。

また、申立期間②は3か月と短期間である上、申立期間②直前の期間の国民年金保険料についても現年度納付されていることから、あえて申立期間②のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年4月から13年3月まで  
夫が平成11年4月に退職した後、国民年金に加入し、平成20年度まで夫婦二人分の保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間のみが未納となっており、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1年と短期間である上、申立人及びその夫は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間直後の平成13年度から20年度までの保険料をすべて前納しているなど、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人に聴取したところ、夫婦の国民年金保険料納付については、通常、申立人の金融機関の口座から引き出して納付していたと思うと供述している。このため、社会保険庁の記録及び金融機関の申立人の口座の預貯金預払状況調書により、申立期間当時における申立人及びその夫の保険料の納付状況及び申立人の口座からの現金の引出状況を確認したところ、平成11年度の保険料については申立人及びその夫共に平成13年1月19日に過年度納付されているが、同日に申立人の口座から二人分の保険料に相当する額が引き出されており、13年度の保険料については申立人及びその夫共に13年4月23日に前納されているが、その直後の同年4月26日に申立人の口座から二人分の前納が可能な額が引き出されていることが確認できることから、申立人の供述と符合している。その時点では申立期間の保険料を現年度納付することは可能である上、この日に引き出された金額は二人分の2年間の保険料に相当する金額であることから、申立人が申立期間及び13年度に係る申立人及びその夫の保険料を一括納付した後、納付した保険料に相当する額を口座から引き出したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年4月から13年3月まで  
平成11年4月に退職した後、国民年金に加入し、平成20年度まで夫婦二人分の保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間のみが未納となっており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1年と短期間である上、申立人及びその妻は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間直後の平成13年度から20年度までの保険料をすべて前納しているなど、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の妻に聴取したところ、夫婦の国民年金保険料納付については、通常、申立人の妻の金融機関の口座から引き出して納付していたと思うと供述している。このため、社会保険庁の記録及び金融機関の申立人の妻の口座の預貯金預払状況調書により、申立期間当時における申立人及びその妻の保険料の納付状況及び申立人の妻の口座からの現金の引出状況を確認したところ、平成11年度の保険料については申立人及びその妻共に平成13年1月19日に過年度納付されているが、同日に申立人の妻の口座から二人分の保険料に相当する額が引き出されており、13年度の保険料については申立人及びその妻共に13年4月23日に前納されているが、その直後の同年4月26日に申立人の妻の口座から二人分の前納が可能な額が引き出されていることが確認できることから、申立人の妻の供述と符合している。その時点では申立期間の保険料を現年度納付することは可能である上、この日に引き出された金額は二人分の2年間の保険料に相当する金額であることから、申立人の妻が申立期間及び13年度に係る申立人及びその妻の保険料を一括納付した後、納付した保険料に相当する額を口座から引き出したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 62 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26 万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は昭和 40 年 4 月 1 日にA社に入社し、50 年 9 月 1 日から関連会社のB社に出向したが、62 年 3 月 31 日付けで出向を解かれA社に戻った。社会保険事務所の記録では、62 年 3 月 31 日資格喪失となっているが、本来は同年 4 月 1 日資格喪失となるのではないか。A社における 4 月分の給料から 3 月分の保険料は納付しており、未納付は発生していないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社から提出された申立人に係る従業員名簿、総勘定元帳の一部及び給与支給明細書により、申立人が申立期間においてB社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、B社から提出された健康保険被保険者資格喪失確認通知書には、資格喪失日が昭和 62 年 4 月 1 日と記載されており、同社が同年 4 月 3 日に健康保険組合に資格喪失届を届け出たことが確認できる。

さらに、B社から提出された昭和 62 年 3 月分の領収証書、社会保険料計算書及び総勘定元帳の一部により、同社が従業員から預かった同月分の厚生年金保険料の総額に申立人の保険料が含まれ、当該総額を 2 倍した額が社会保険事務所に納付されていることが確認できる。

加えて、B社は、社会保険事務所の納入告知額について、社会保険料計算書を作成し、当該納入告知額の検証を行っていたことが確認できることから、当時、同社では、社会保険事務所に納付する従業員負担分及び事業主負担分の厚生年金保険料を検証した上で適切に各帳簿に記載、処理していたと考えられる。

一方、社会保険事務所の記録には、申立人の被保険者資格の喪失日が昭和62年3月31日と記録されているが、この原因は、事業主からの届出誤り又は保険者における被保険者記録の作成誤りのいずれかが考えられる。しかしながら、申立てに係る保険料が納付されていることが認められること、健康保険組合の資格喪失届は事後訂正によるものと認められる証拠は存在せず、厚生年金保険の届出と同時期に作成された可能性が高いことを考慮すると、B社が健康保険組合に届け出た資格喪失届に記載された日付と異なる日付で厚生年金保険の資格喪失届を作成し、社会保険事務所に届け出たとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和62年4月1日に被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、健康保険資格喪失確認通知書及び昭和62年2月の社会保険庁の記録から26万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正する必要がある。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年12月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年5月1日から同年10月1日まで  
② 平成16年10月1日から同年12月1日まで

平成8年7月から19年5月まで、事業主などは変わったもののB事業所で退職することなく勤務しており、その間も厚生年金保険料は控除されていた。16年5月から同年11月までの間、厚生年金保険料は16年4月分と同じ金額が控除されていたのに、記録では標準報酬月額が減額されている上、同年10月及び同年11月について、厚生年金保険が未加入となっているのは納得できない。申立期間について、標準報酬月額の訂正及び厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書から、申立人は、申立期間①において、その主張する厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立期間①に係る給与明細書に記載された報酬月額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、B事業所の事務担当者から「申立人の給与はA社の関連会社であるB事業所から支払われている。」との供述及び申立人が所持している給与明細書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を同社の関連会社であるB事業所により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事業所の事務担当者は、A社での資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が平成16年10月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 三重国民年金 事案 723

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月まで

申立期間当時はA県に居住していたが、私が 20 歳になった時に、B 県 C 町の実家において、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いている。その後、集金人の方から「社会人になり、会社の厚生年金保険に加入したので納めなくてもよい。」と言われたので、それまで納めていた保険料の領収書（スタンプ印を押したもの）を、私が結婚する少し前に母親から渡され持っていたが、引っ越しの時に紛失した。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の母親も他界しているため、国民年金への加入及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳は、申立人自身がA県D市において国民年金への加入手続を行い、昭和 48 年 8 月に発行されたものであるが、申立期間当時、申立人は学生であったため国民年金の任意加入期間となるため遡及して国民年金に加入することはできず、社会保険庁の記録によると、申立期間については未加入期間となっている。

さらに、申立人は、申立人自身が国民年金の加入手続を行う前に、その母親がB 県 C 町において申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、同町に確認しても、申立人が申立期間に国民年金に加入した形跡は無い上、国民年金手帳記号番号払出簿等を調査しても、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無

く、申立期間は未加入期間となっていることから、保険料は納付することはできない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 724

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月、同年 11 月、42 年 12 月及び 43 年 12 月から 49 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月及び同年 11 月  
② 昭和 42 年 12 月  
③ 昭和 43 年 12 月から 49 年 6 月まで

申立期間については、妻が二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納めていたので、妻だけ納付済みになっているということはありません。二人分、きちんと納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の妻に聴取しても、保険料の納付等についての具体的な記憶は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 10 月に払い出されているが、その時点では、申立期間①、②及び③のほとんどは特例納付によるほかは時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、これらの期間について特例納付された形跡は無く、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間について、申立人は、その妻が二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたと主張しているが、市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月までの保険料を 50 年 10 月に過年度納付していることが確認できるものの、その妻については過年度納付した形跡は無いことから、夫婦と一緒に納付していたとは考え

難い上、当該期間の保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同月に過年度納付されていることから、申立人は、50年10月ごろに国民年金の加入手続を行った上で保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の妻が記憶している集金人に聴取したが、申立期間当時の記憶が無く、国民年金保険料の集金状況についての供述を得られなかった上、ほかに申立期間について、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から50年3月までの期間及び55年1月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年8月から50年3月まで  
: ② 昭和55年1月から同年8月まで

申立期間①は、A県B市役所に国民健康保険に加入するため出向いた際に、国民年金もセットで加入しなければいけないと思ったので、併せて加入手続をした。

申立期間②はC県D市に居住しており、国民年金の加入手続については覚えていないが、国民年金にも加入しているはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に聴取しても、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付についての記憶は曖昧である。

申立期間①について、申立人は、B市において国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市の後に転居したD市において昭和51年1月に払い出されており、その時点では、申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、B市では国民年金被保険者名簿等の資料が廃棄されているため国民年金への加入状況を確認できなかったものの、同市を管轄している社会保険事務所を調査しても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、申立人が国民年金と同時に加入手続を行ったとしている国民健康保険についても、資料の保存年限が経過しているため、B市では国民健康保険の加入状況を確認できない。

申立期間②については、厚生年金保険に挟まれた期間であるが、社会保険

庁の記録によると、申立期間②の国民年金加入記録は、平成8年3月に申立人の加入記録を整理した際に追加されたものであることから、加入記録が追加されるまでは未加入期間であったと考えられる上、申立期間②当時居住していたD市の記録及び社会保険事務所の国民年金被保険者台帳（旧台帳）の記録においても、申立期間②は未加入期間となっている。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 1 日から 36 年 9 月ごろまで  
② 昭和 36 年 9 月ごろから 38 年 11 月ごろまで

昭和 35 年 1 月から 36 年 9 月ごろまで A 社（現在は、B 社）C 出張所で働いた後、同年 9 月から 38 年 11 月ごろまで同社 D 支店（勤務場所は工事現場）で働いたが、これらの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。私はいずれの工事現場でもショベルカーの運転をしていたが、同僚はブルドーザーの運転をしていた。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①に勤務していたとされる A 社 C 出張所の元上司及び同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同出張所で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該元上司及び同僚からは、申立期間①当時の A 社 C 出張所における申立人の厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等を得ることはできなかつた上、申立期間②に同社 D 支店に在籍していた複数の同僚に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかつた。

また、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について B 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつた。

さらに、社会保険事務所が保管している A 社 C 出張所及び同社 D 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①及び②について、申立人

の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が氏名を覚えている同僚のうち、申立人と同様の職種でA社C出張所及び同社D支店に勤務していた者について健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間①及び②に当該同僚の氏名が無いことから、当該事業所では、職種ごとに厚生年金保険の適用の取扱いが異なっていたとも考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月から 42 年 1 月まで

A社における厚生年金保険の被保険者記録が、昭和 42 年 1 月の 1 か月だけとなっているが、同社には、昭和 41 年 7 月から勤務していた。同僚と夏の暑い中、営業で歩いていたことを覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は昭和 57 年 9 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚(申立人が記憶している同僚を含む。)に照会したところ、いずれも当時の記憶は不明確であり、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、A社で申立人に対して払い出された厚生年金被保険者台帳記号番号は、社会保険事務所が保管している厚生年金被保険者台帳記号番号払出簿により、昭和 42 年 1 月 24 日に払い出されたことが確認できる上、同社で申立人に対して別の厚生年金被保険者台帳記号番号が払い出された形跡も無い。

このほか、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無く、厚生年金保険の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 557

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 52 年 12 月まで

A社に入社する以前に5年間ほどB社に勤務していたが、社会保険事務所には同社の厚生年金保険加入記録が無く、納得いかない。同社は大きな会社だったため厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、法務局に照会したところ、同社の法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が申立期間におけるB社の同僚であると主張している者から、「私は当該事業所で風呂の取付けやC社の製品の販売の仕事をしており、申立人と同じ仕事をしていたが、当該期間は国民年金に加入していた。」との回答があった上、社会保険庁の記録においても当該同僚は、申立期間については国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年ごろから 44 年 12 月 7 日まで  
昭和 43 年ごろ、広告のチラシで社員募集をしていたA社（現在は、B社）に面接に行き、送迎バスの運転手として採用された。入社してすぐに健康保険証を手渡され、給与から毎月、社会保険料や雇用保険料が控除されていたと思う。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった上、申立人が同社に同時期に入社したと記憶している同僚3人についても、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録に該当者が見当たらないことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったとも考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間について、申立人の被保険者原票は無い。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 36 年 4 月から国民年金に加入しており、申立期間においては申請免除期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年8月31日まで

社会保険事務所の記録では、平成3年10月からの標準報酬月額が15万円から9万8,000円に下げられているが、被保険者資格を喪失した5年8月31日まで15万円の報酬を受けていた。私は、当時、会社に係る社会保険関係の手続には関与していなかったため、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A社は平成5年8月31日に適用事業所に該当しなくなっており、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同年11月12日付けで3年10月から5年7月までの標準報酬月額を15万円から9万8,000円にさかのぼって記録訂正されているが、申立人は、同社における社会保険関係の手続には関与しておらず、報酬が変わることも無かったと主張している。

しかし、申立人がA社の被保険者資格を喪失した平成5年8月31日に資格喪失した被保険者3人（元代表取締役（申立人の元夫）1人、元取締役（元代表取締役の弟）1人及び従業員1人）全員の申立期間における標準報酬月額が申立人と同様に減額されている上、同社の元代表取締役から「当時は会社の経営が悪化しており、申立人の給与を15万円から9万円ほどに減給した。」との供述があったほか、申立人自身も「申立期間当時、給与は生活費と併せて支給されたり、遅配することがあった。」と供述している。

また、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役の妻であること、及び同社の従業員から「申立人は当該事業所の経理事務を担当していたと思う。」との供述があったことを踏まえると、「厚生年金保険の保険給付及び



保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該事務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められ、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

## 三重厚生年金 事案 560

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月ごろから 39 年 11 月ごろまで

私はA社を退職後、B社に1年ぐらい勤めていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社は平成19年3月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、B社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも当時の記憶は不明確であり、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月1日から34年4月1日まで

申立期間当時、定時制高校に通いながら、昭和31年6月1日から34年3月まで、期間は定かではないが、日中は、A社（現在は、B社）の隣にあったC事業所で帳面の記帳及び仕入れの手伝いをしていた。その間もA社に籍を置いていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶していた同僚は、いずれも他界している又は連絡先が不明であることなどから連絡がとれなかった上、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者であった同僚のうち連絡先が判明した一人に照会したものの、申立人のことは記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、C事業所の当時の事業主に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「申立人は従業員として勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、当時、同事業所で勤務していた申立人の妻も同事業所での厚生年金保険の加入記録は無い。

このほか、C事業所は飲食店営業であり、厚生年金保険の適用業種となっておらず、法人登記簿も見当たらないことから、厚生年金保険への加入義務

は無い上、社会保険事務所の記録でも、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 15 日から 36 年 5 月 10 日まで  
② 昭和 36 年 6 月 6 日から 38 年 9 月までの期間の  
うちの 6 か月

昭和 35 年年 3 月 15 日から 36 年 5 月 10 日まで A 社（現在は、B 社）において、建築資材の販売及び納品の仕事をしていた。

また、昭和 36 年 6 月 6 日から 38 年 9 月までのうち、6 か月間、C 社において、現場で商品の納入管理をしていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、当時の資料は残っていないとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間①当時の同僚の氏名等を憶えていないため、申立期間①に A 社において厚生年金保険被保険者であった同僚のうち連絡先が分かった複数の同僚に照会したものの、同僚は申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①について、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、C 社は平成 7 年 2 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、同社の元事業主に照会したところ、申立期間当時の事業主は既に他界しており、当時の資料も残っていないとの回答が

あり、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間②当時の同僚の氏名等を覚えていないため、申立期間②にC社において厚生年金保険被保険者であった同僚のうち連絡先が分かった複数の同僚に照会したものの、同僚は申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 563

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 1 月 5 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私は昭和 38 年 10 月 30 日から 40 年 8 月 1 日まで A 事業所（現在は、B 事業所）で継続して勤務しており、健康保険証も在職期間中は交付されていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 事業所に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が氏名を記憶している上司及び同僚は、既に他界している、又は連絡先が不明であるため、当時の状況を聴取できない上、申立期間に A 事業所に在籍していた複数の同僚に照会したところ、いずれも当時の記憶は不明確であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない上、昭和 39 年 11 月 13 日に健康保険証を返還している旨の記載が見られる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 564

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から 9 年 5 月 31 日まで  
私の申立期間における標準報酬月額が引き下げられているので調査し、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本から、申立人が申立期間において代表権のある取締役を務めていたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録により、A社が平成 9 年 5 月 31 日に適用事業所に該当しなくなっているところ、同年 7 月 29 日付けで申立人の 8 年 8 月から 9 年 4 月までの厚生年金保険の標準報酬月額について、さかのぼって 98 万円から 30 万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「社会保険料を滞納していたが標準報酬月額をさかのぼって届け出た覚えはない。」と主張しているが、申立人は、A社の代表権のある取締役であり、社会保険事務所による質問応答書において「同社の社会保険の手続は申立人自身が行っていた。」と回答している上、標準報酬月額の減額処理が行なわれた平成 9 年 7 月 29 日ごろには役員である申立人の夫と二人で事業を行なっていたことを踏まえると、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表権のある取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から同年5月31日まで  
私の申立期間における標準報酬月額が引き下げられているので調査し、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時支給されていた報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が相違していると主張しているが、賃金台帳等の関連資料が無いことから、申立人の主張する標準報酬月額に見合う報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

また、社会保険庁の記録では、申立人の平成9年2月から同年4月までの厚生年金保険の標準報酬月額は同年2月18日付けで9万8,000円と記録されており、訂正された形跡も無く、記載内容に不合理な点は見られない。

さらに、商業登記簿謄本から申立人は、A社の元代表権のある取締役であることが確認できる上、同社の現在の代表権のある取締役の夫であり、代表権を失った後も役員として勤務していたと供述していること及び標準報酬月額の減額処理が行なわれた平成9年7月29日ごろには同社の代表権のある取締役である申立人の妻と二人で事業を行っていたことを踏まえると、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から 8 年 6 月 1 日まで  
標準報酬月額の金額は覚えていないが、社会保険事務所の記録は誤っていると思うので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社は平成 8 年 8 月 31 日に適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人が被保険者資格を喪失（平成 8 年 6 月 1 日）し、同社が適用事業所に該当しなくなった後の同年 9 月 3 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、6 年 7 月 1 日までさかのぼって 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる上、同社の取締役（申立人の妻）の当該期間の標準報酬月額も申立人と同様に減額されているほか、申立人の子の同社における 6 年 10 月から 8 年 9 月までの期間の標準報酬月額も 8 年 9 月 3 日付けで 9 万 8,000 円に減額されている。

しかし、A社における社会保険関係手続を行っていた社会保険労務士事務所が保管している給与明細書及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除され、それに見合う標準報酬月額が平成 6 年 10 月から 7 年 9 月までは 30 万円、7 年 10 月から 8 年 9 月までは 32 万円であったことが確認できる。

また、当該社会保険労務士事務所は「当該事業所から保険料に関する相談を受けなかったため、その後の標準報酬月額の訂正に係る標準報酬月額変更届については提出していない。また、当該事業所が適用事業所でなくなる手続も行っていない。」と回答している。

一方、申立人は「社会保険料は滞納していたが、解散時まで支払った。

解散した時に全喪届を提出したか覚えはない。また、標準報酬月額を<sup>そきゅう</sup>遡及して減額する手続を行った記憶が無い。」と供述しているが、当該社会保険労務士事務所は「A社に係る最後のメモには、平成8年9月10日に資格喪失証明書の発行を依頼され、社会保険事務所に問い合わせた後、資格喪失証明書（Bさま3名6月1日喪失、他3名8月31日喪失）を送ったことが書かれている。」と回答している上、元従業員は「事務関係は社長がしていたと思う。」「社長の奥さんが経理をしていたと思う。」と供述していることを踏まえると、当該標準報酬月額の<sup>そきゅう</sup>遡及訂正については、会社の業務としてなされた行為であり、A社の代表取締役及び代表清算人である申立人が標準報酬月額の減額について知らなかったということは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から 8 年 6 月 1 日まで  
標準報酬月額の金額は覚えていないが、社会保険事務所の記録は誤っていると思うので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A社は平成 8 年 8 月 31 日に適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人が被保険者資格を喪失（平成 8 年 6 月 1 日）し、同社が適用事業所に該当しなくなった後の同年 9 月 3 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、6 年 7 月 1 日までさかのぼって 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる上、同社の代表取締役（申立人の夫）の当該期間の標準報酬月額も申立人と同様に減額されているほか、申立人の子の同社における 6 年 10 月から 8 年 9 月までの期間の標準報酬月額も 8 年 9 月 3 日付けで 9 万 8,000 円に減額されている。

しかし、A社における社会保険関係手続を行っていた社会保険労務士事務所が保管している給与明細書及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除され、それに見合う標準報酬月額が平成 6 年 10 月から 7 年 9 月までは 26 万円、7 年 10 月から 8 年 9 月までは 28 万円であることが確認できる。

また、当該社会保険労務士事務所は「当該事業所から保険料に関する相談を受けなかったため、その後の標準報酬月額の訂正に係る標準報酬月額変更届については提出していない。また、当該事業所が適用事業所でなくなる手続も行っていない。」と回答している。

さらに、申立人は「標準報酬月額を遡<sup>そきゅう</sup>及して減額する手続を行ったか否か不明である。」と供述しているが、当該社会保険労務士事務所は「A社に係

る最後のメモには、平成8年9月10日に資格喪失証明書の発行を依頼され、社会保険事務所に問い合わせた後、資格喪失証明書（Bさま3名6月1日喪失、他3名8月31日喪失）を送ったことが書かれている。」と回答している上、元従業員は「事務関係は社長がしていたと思う。」「社長の奥さんが経理をしていたと思う。」と供述していることを踏まえると、当該標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正については、会社の業務としてなされた行為であり、A社の取締役及び清算人である申立人が標準報酬月額の減額について知らなかったということは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役及び清算人として自らの標準報酬月額に係る減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者（当時は、労働者年金保険被保険者。以下同じ）として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年3月まで  
国の指示により、昭和12年から19年3月に従軍するまで、A事業所（現在は、B事業所）において、飛行機の胴体部品を製造する労働者として働いたが、17年に労働者年金保険制度ができてから従軍するまでの年金の記録が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B事業所への照会結果により、申立人が申立人期間にA事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所は、厚生年金保険（当初は、労働者年金保険）制度開始以前から独自に年金事業を行っていたため、昭和17年6月の労働者年金保険法施行の際、A事業所共済組合の組合員であった者は、労働者年金保険法適用除外申請を行うことにより、労働者年金保険には加入せず、引き続き組合員の資格を有することができた。A事業所共済組合に保管されている労働者年金保険法適用除外申請書の名簿に申立人の氏名が記載されており、申立人は、当時、引き続き同共済組合の組合員としての身分を有していたものと考えられる。

一方、この取扱いは、昭和23年8月に廃止され、同年8月以降もA事業所において勤務していた者は、17年6月に遡及して厚生年金保険被保険者としての適用が行われているが、申立人は、この時点では既に退職していたため、厚生年金保険の被保険者にはなっていないと考えられる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間中、A事業所共済組合の組合員であったと考えられ、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 4 日から 32 年 6 月 1 日まで

私は、給与の受給を銀行振り込みにしていましたが、その銀行の通帳は姉夫婦が管理していたため、通帳の預金額等を全く知らなかった。脱退手当金についての話は全く聞いておらず、会社を退職した後、通帳の確認はしていないが脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人以外の女性 12 人のうち、脱退手当金の受給資格がある 7 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金を受給している 4 人全員が資格喪失日の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 32 年 7 月 8 日に支給決定されているほか、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。